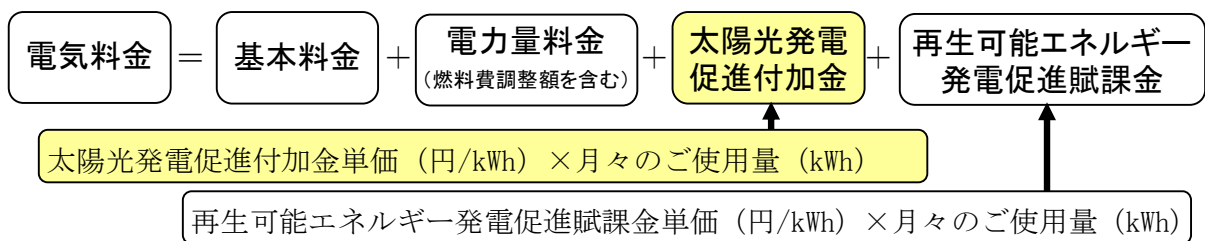


「太陽光発電促進付加金」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」について

1. 電気料金の計算方法（従量制供給の場合）

平成21年11月から開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」は、平成24年7月に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」へ移行されましたが、両制度において買取費用を申し受けるタイミングが異なる※ことから、当面の間は「太陽光発電促進付加金」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を併せてご負担いただくこととなります。

※ 太陽光発電促進付加金は、買取費用実績の確定後にご負担いただきます。  
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、買取費用見込みに基づき、買取と同時並行でご負担いただきます。なお単価は、年度ごとに国が決定（全国一律）します。



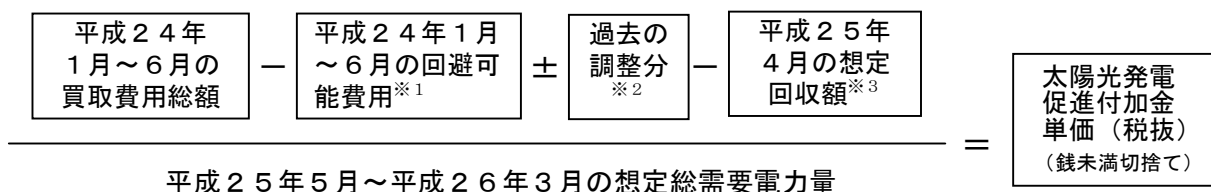
2. 標準的なご家庭のご負担額（従量電灯Aのお客さまで、1月あたり300kWhをご使用の場合）

| 適用期間            | 太陽光発電促進付加金<br>(①) | 再生可能エネルギー発電促進賦課金<br>(②) | 合計<br>(①+②) |
|-----------------|-------------------|-------------------------|-------------|
| 平成25年4月分        | 32円               | 66円                     | 98円         |
| 平成25年5月分～26年3月分 | 18円               | 未確定                     | 未確定         |
| (参考)平成24年度      | 32円               | 66円※                    | 98円         |

※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担は、平成24年7月に開始されました。

【参考】

太陽光発電促進付加金単価の算定方法（平成25年5月分～平成26年3月分）



- ※1. 太陽光発電からの余剰電力の買取りに伴い、電力会社の発電電力量が減ることによって、支出を免れる費用（燃料費等）。
- ※2. 想定総需要電力量と実績総需要電力量の相違から生じる回収額の差額と、前年度単価の算定時において銭未満が端数処理（切捨て）されたことによる未回収額の合計額。
- ※3. 平成25年4月の太陽光発電促進付加金単価（11銭/kWh）に平成25年4月の想定総需要電力量を乗じて算定。

以上